

特別口座の口座管理機関変更のお知らせ

平成29年3月1日

株主各位

石川県金沢市片町二丁目2番5号
株式会社 大和

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび弊社では、平成29年3月1日付で、特別口座管理機関を三井住友信託銀行株式会社（現弊社株主名簿管理人）に変更いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、弊社の特別口座に関するお手続きは、平成29年3月1日以降、下記の特別口座管理機関でお取扱いをいたしますので、何卒ご高承のほどお願い申し上げます。

敬具

記

【変更後（平成29年3月1日以降）の弊社特別口座管理機関】

1. 特別口座管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
2. 郵便物送付先
〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
3. 照会先
0120-782-031
※平日9時～17時 フリーダイヤル（土・日・祝日等除く）
4. ホームページ
<http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>

以上

《特別口座について》

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様（証券会社に口座を開設されていなかった株主様）には、株主様の権利を保全するために、当社が信託銀行等に口座（特別口座といいます）を開設しています。

《株式の売買等について》

特別口座は証券会社等の口座とは異なり、そのままでは売買等を行うことができません。売買等をご希望される場合には、あらかじめ証券会社等に株主様ご本人名義の口座を開設（既に開設されている場合は不要です）し、特別口座から証券会社等の口座への振替申請を行っていただく必要がございます。お手続き方法の詳細につきましては、上記のとおり平成29年3月1日以降、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行へお問合せください。